

「今後目指すべき児童の社会的養護体制に関する構想検討会」の設置について

平成19年2月2日

1. 設置の目的

被虐待児の増加等による、要保護児童の増加と入所児童のニーズの多様化・複雑化を踏まえ、今後目指すべき児童の社会的養護体制について検討するため、本検討会を設置するものである。

2. 構成等

- (1) 検討会の構成員は別紙のとおりとする。
- (2) 検討会に座長を置く。
- (3) 検討会の庶務は、厚生労働省雇用均等・児童家庭局家庭福祉課において処理する。

3. 主な検討課題

- (1) 我が国の社会的養護の現状と課題
- (2) 今後の社会的養護の基本的方向
- (3) 要保護児童の増加に対応した具体的施策
- (4) 養護ニーズの多様化・高度化を踏まえた社会的養護の質の向上に向けた具体的施策
- (5) 児童の権利擁護の強化に向けた具体的施策
- (6) その他

今後目指すべき児童の社会的養護体制に
 関する構想検討会委員名簿

委員名	所 属
奥山 眞紀子	国立成育医療センターこころの診療部長
◎ 柏女 霊峰	淑徳大学総合福祉学部社会福祉学科教授
榊原 智子	読売新聞東京本社生活情報部記者
庄司 順一	青山学院大学文学部教授
松風 勝代	大阪府健康福祉部児童家庭室家庭支援課長
西澤 哲	大阪大学大学院人間科学研究科教授
山縣 文治	大阪市立大学生活科学部人間福祉学科教授
吉田 恒雄	駿河台大学法学部教授

◎座長

(敬称略、五十音順)

都道府県別の里親委託率

	里親委託児童数 (人)	乳児院入所児童 数(人)	児童養護施設入 所児童数(人)	小計	里親委託率(%)	
	①	②	③	④(①+②+③)	⑤(①/④)	
1	北海道	263	38	978	1,279	20.6
2	青森県	46	27	357	430	10.7
3	岩手県	40	31	337	408	9.8
4	宮城県	29	36	205	270	10.7
5	秋田県	32	24	203	259	12.4
6	山形県	17	18	210	245	6.9
7	福島県	43	10	411	464	9.3
8	茨城県	96	68	641	805	11.9
9	栃木県	63	69	479	611	10.3
10	群馬県	60	41	370	471	12.7
11	埼玉県	124	124	1,099	1,347	9.2
12	千葉県	115	44	638	797	14.4
13	東京都	380	458	2,859	3,697	10.3
14	神奈川県	93	68	762	923	10.1
15	新潟県	85	31	173	289	29.4
16	富山県	14	23	180	217	6.5
17	石川県	9	34	313	356	2.5
18	福井県	11	30	174	215	5.1
19	山梨県	56	26	200	282	19.9
20	長野県	34	50	644	728	4.7
21	岐阜県	34	35	536	605	5.6
22	静岡県	62	63	508	633	9.8
23	愛知県	127	86	927	1,140	11.1
24	三重県	66	34	405	505	13.1
25	滋賀県	65	30	165	260	25.0
26	京都府	15	29	269	313	4.8
27	大阪府	57	141	1,754	1,952	2.9
28	兵庫県	73	90	892	1,055	6.9
29	奈良県	17	32	337	386	4.4
30	和歌山県	10	35	318	363	2.8
31	鳥取県	30	18	212	260	11.5
32	島根県	31	29	154	214	14.5
33	岡山県	37	37	526	600	6.2
34	広島県	35	25	403	463	7.6
35	山口県	41	29	484	554	7.4
36	徳島県	18	27	277	322	5.6
37	香川県	19	24	128	171	11.1
38	愛媛県	8	42	499	549	1.5
39	高知県	15	24	361	400	3.8
40	福岡県	40	69	661	770	5.2
41	佐賀県	8	13	242	263	3.0
42	長崎県	15	39	557	611	2.5
43	熊本県	35	55	731	821	4.3
44	大分県	44	16	436	496	8.9
45	宮崎県	59	33	434	526	11.2
46	鹿児島県	22	40	748	810	2.7
47	沖縄県	103	21	366	490	21.0
48	札幌市	65	17	509	591	11.0
49	仙台市	29	35	130	194	14.9
50	さいたま市	22	31	219	272	8.1
51	千葉市	22	18	151	191	11.5
52	横浜市	89	73	529	691	12.9
53	川崎市	97	32	245	374	25.9
54	静岡市	18	9	94	121	14.9
55	名古屋市	41	81	601	723	5.7
56	京都市	15	28	385	428	3.5
57	大阪市	90	171	928	1,189	7.6
58	神戸市	29	57	511	597	4.9
59	広島市	12	13	273	298	4.0
60	北九州市	27	31	399	457	5.9
61	福岡市	41	46	313	400	10.3
	計	3,293	3,008	29,850	36,151	9.1

資料:福祉行政報告例[平成18年3月31日現在]

里親委託推進事業の概要

1. 事業の目的・内容

(1) 目的

里親委託を推進するためには、子どもを委託する児童相談所、要保護児童を実際に養育している乳児院等、子どもの委託を受ける里親が、お互いをよく理解し、三者が協力しながら進めていく必要があるが、児童相談所においては、中心となる児童福祉司が、児童虐待相談件数の増加に伴い、緊急的な対応を迫られており、里親委託を総合的に進める体制にはない。このため、児童相談所に新たに「里親委託推進員」を配置するとともに、「里親委託推進委員会」を設け、児童相談所、乳児院等の施設及び里親との連携を図りつつ、施設から里親への子どもの委託を総合的に推進する。

また、「里親委託推進員」は、乳児院等の施設及び養子の養育を希望する者（以下「養子希望者」という。）との連絡・調整等の養子縁組支援を実施する。

(2) 内容

- ① 地域での里親委託の目標を設定する。
- ② 未委託の里親又は養子希望者に対し、子どもの委託又は養子縁組に関する意向調査を行う。
- ③ 施設行事の活用や施設職員OBやボランティア登録者への働きかけ等により、里親候補者及び養子希望者の掘り起こしを行う。
- ④ 乳児院等の施設に措置した子どものうち、里親委託又は養子縁組を目指すべき子どもを特定する。
- ⑤ 未委託里親を含め、里親体験（トライアル里親）を通して、里親又は養親になるための動機付けを行う。

2. 補助根拠 予算補助

3. 実施主体 都道府県・指定都市・児童相談所設置市

4. 補助率 1/2（国1/2 都道府県・指定都市・児童相談所設置市1/2）

里親支援事業の実施状況(都道府県市別)

		里親研修事業		里親養育 相談事業	里親養育 援助事業	里親養育相 互援助事業
		基礎研修	専門研修			
1	北海道	☆	☆		☆	☆
2	青森県	☆	☆			
3	岩手県	☆	☆			
4	宮城県	☆	☆			
5	秋田県	☆	☆			☆
6	山形県	☆	☆		☆	☆
7	福島県	☆				
8	茨城県	☆	☆			
9	栃木県	☆	☆	☆		☆
10	群馬県	☆	☆	☆	☆	
11	埼玉県	☆	☆	☆		
12	千葉県	☆	☆	☆		☆
13	東京都	☆	☆	☆		☆
14	神奈川県	☆	☆	☆		
15	新潟県	☆				
16	富山県	☆	☆	☆		☆
17	石川県	☆	☆			
18	福井県	☆				
19	山梨県	☆	☆			☆
20	長野県	☆	☆			
21	岐阜県	☆	☆			
22	静岡県	☆	☆	☆	☆	☆
23	愛知県	☆	☆	☆	☆	☆
24	三重県	☆	☆			☆
25	滋賀県	☆	☆	☆	☆	☆
26	京都府	☆	☆			
27	大阪府	☆	☆			☆
28	兵庫県	☆	☆	☆		☆
29	奈良県					
30	和歌山県	☆				
31	鳥取県	☆	☆			☆
32	島根県	☆				
33	岡山県	☆	☆	☆		
34	広島県	☆	☆	☆		
35	山口県	☆	☆	☆		☆
36	徳島県	☆	☆	☆		☆
37	香川県	☆	☆	☆		
38	愛媛県	☆				
39	高知県	☆				
40	福岡県	☆		☆		
41	佐賀県	☆				
42	長崎県	☆	☆			
43	熊本県	☆	☆			
44	大分県	☆	☆	☆		☆
45	宮崎県	☆	☆			
46	鹿児島県					
47	沖縄県	☆	☆	☆		☆
48	札幌市	☆	☆			☆
49	仙台市	☆	☆	☆		☆
50	さいたま市	☆	☆	☆		☆
51	千葉市	☆		☆		
52	横浜市	☆		☆		☆
53	川崎市	☆	☆	☆		☆
54	静岡市	☆	☆	☆	☆	
55	名古屋市		☆	☆		☆
56	京都市	☆	☆	☆		
57	大阪市	☆	☆	☆	☆	
58	神戸市	☆	☆	☆		☆
59	広島市	☆	☆	☆		
60	北九州市	☆	☆	☆		☆
61	福岡市	☆	☆	☆		
	計	58	48	32	8	27

資料:家庭福祉課調べ(平成17年度交付決定ベース)

里親登録数等(都道府県市別)

番号	都道府県名	里親(全体)			うち専門里親			うち親族里親	
		登録 里親数	受託 里親数	委託 児童数	登録 里親数	受託 里親数	委託 児童数	受託 里親数	委託 児童数
1	北海道	475	162	263	18	5	6	4	7
2	青森県	124	38	46	7	3	3	2	4
3	岩手県	157	30	40	2	-	-	4	7
4	宮城県	75	22	29	3	2	3	2	3
5	秋田県	100	26	32	4	1	1	4	7
6	山形県	112	12	17	5	1	1	1	1
7	福島県	158	36	43	1	-	-	1	1
8	茨城県	166	56	96	4	2	3	-	-
9	栃木県	191	53	63	8	2	2	6	13
10	群馬県	157	38	60	1	1	1	1	1
11	埼玉県	306	102	124	18	2	2	-	-
12	千葉県	225	83	115	10	1	1	5	10
13	東京都	518	308	380	8	-	-	2	2
14	神奈川県	189	65	93	15	3	3	1	2
15	新潟県	214	70	85	4	-	-	19	25
16	富山県	68	8	14	6	-	-	1	2
17	石川県	48	9	9	-	-	-	-	-
18	福井県	66	10	11	2	2	2	1	1
19	山梨県	96	40	56	2	-	-	13	23
20	長野県	184	29	34	5	-	-	3	8
21	岐阜県	151	28	34	3	-	-	4	5
22	静岡県	305	47	62	5	1	2	5	10
23	愛知県	244	86	127	15	3	3	2	4
24	三重県	169	51	66	9	2	2	16	29
25	滋賀県	177	36	65	4	-	-	3	6
26	京都府	74	13	15	2	1	1	5	8
27	大阪府	199	39	57	8	-	-	15	24
28	兵庫県	231	72	73	7	4	5	5	7
29	奈良県	89	14	17	-	-	-	2	5
30	和歌山県	73	10	10	5	1	1	-	-
31	鳥取県	66	19	30	9	1	2	3	3
32	島根県	79	27	31	3	-	-	4	5
33	岡山県	90	27	37	16	3	4	1	2
34	広島県	104	27	35	9	2	2	1	4
35	山口県	120	29	41	14	2	3	4	7
36	徳島県	36	16	18	3	-	-	1	1
37	香川県	37	15	19	2	1	1	1	1
38	愛媛県	59	8	8	-	-	-	-	-
39	高知県	35	8	15	1	-	-	1	1
40	福岡県	95	28	40	1	-	-	2	5
41	佐賀県	37	6	8	-	-	-	2	4
42	長崎県	70	14	15	4	-	-	2	2
43	熊本県	86	29	35	6	1	1	2	2
44	大分県	74	31	44	5	2	2	1	1
45	宮崎県	121	43	59	6	1	2	2	2
46	鹿児島県	67	21	22	4	1	1	1	2
47	沖縄県	253	69	103	9	2	2	6	10
48	札幌市	121	45	65	7	2	3	-	-
49	仙台市	56	23	29	5	1	1	1	2
50	さいたま市	62	20	22	4	1	1	-	-
51	千葉市	39	15	22	4	3	3	1	1
52	横浜市	77	38	89	1	1	1	6	8
53	川崎市	92	53	97	9	2	2	3	5
54	静岡市	82	18	18	1	1	-	4	6
55	名古屋市	78	24	41	2	-	-	2	3
56	京都市	58	14	15	2	1	1	3	3
57	大阪市	94	39	90	2	2	4	8	15
58	神戸市	67	14	29	3	-	-	2	2
59	広島市	41	8	12	4	-	-	-	-
60	北九州市	49	19	27	2	1	2	1	1
61	福岡市	51	30	41	3	-	-	1	1
	計	7,737	2,370	3,293	322	68	80	193	314

資料:福祉行政報告例[平成18年3月31日現在]

小規模化の実施率の状況（都道府県市別）

	小規模グループケア												地域小規模 児童養護施設		
	乳児院			児童養護施設			児童自立支援施設			情緒障害児 短期治療施設					
	施設数	実施施設数	実施率	施設数	実施施設数	実施率	施設数	実施施設数	実施率	施設数	実施施設数	実施率	施設数	実施施設数	実施率
1 北海道	2			18	6	33.3%	3	1	33.3%	1			18	8	44.4%
2 青森県	3			6	4	66.7%	1						6	1	16.7%
3 岩手県	2			6	5	83.3%	1						6	3	50.0%
4 宮城県	1			1	1	100.0%	1						1		
5 秋田県	1	1	100.0%	4	2	50.0%	1						4		
6 山形県	1			5	2	40.0%	1						5		
7 福島県	1			8	6	75.0%	1						8	3	37.5%
8 茨城県	2			15	5	33.3%	1			1			15	2	13.3%
9 栃木県	2			10	4	40.0%	1						10	1	10.0%
10 群馬県	3			6	6	100.0%	1			1			6	3	50.0%
11 埼玉県	5			18	14	77.8%	1						18	6	33.3%
12 千葉県	2			14	4	28.6%	1						14	1	7.1%
13 東京都	10	2	20.0%	52	42	80.8%	2						52	28	53.8%
14 神奈川県	3	1	33.3%	16	10	62.5%	1						16	3	18.8%
15 新潟県	1			5	1	20.0%	1						5	1	20.0%
16 富山県	1			3	1	33.3%	1						3		
17 石川県	1			4	4	100.0%	1						4		
18 福井県	2			5	1	20.0%	1						5		
19 山梨県	1			5	2	40.0%	1						5	1	20.0%
20 長野県	4			16	9	56.3%	1			1	100.0%		16	1	6.3%
21 岐阜県	2	1	50.0%	10	6	60.0%	1			1			10	2	20.0%
22 静岡県	3	1	33.3%	11	7	63.6%	1			1			11	2	18.2%
23 愛知県	3			17	4	23.5%	1			2			17	3	17.6%
24 三重県	2			10	4	40.0%	1						10	3	30.0%
25 滋賀県	1	1	100.0%	4	4	100.0%	1			1	100.0%		4	1	25.0%
26 京都府	2			6	4	66.7%	1			1			6		
27 大阪府	3			22	8	36.4%	2			3	2	66.7%	22	4	18.2%
28 兵庫県	4			14	5	35.7%	1			1			14	1	7.1%
29 奈良県	2			6	3	50.0%	1						6	1	16.7%
30 和歌山県	1			7			1						7	1	14.3%
31 鳥取県	1	1	100.0%	5	4	80.0%	1			1	100.0%		5		
32 島根県	1			3	3	100.0%	1	1	100.0%				3		
33 岡山県	1			12	8	66.7%	1			1			12		
34 広島県	1			8	1	12.5%	1						8	3	37.5%
35 山口県	1			10	4	40.0%	1			1			10	1	10.0%
36 徳島県	1	1	100.0%	7	2	28.6%	1						7		
37 香川県	1			3			1			1			3		
38 愛媛県	2			10	2	20.0%	1						10	1	10.0%
39 高知県	1			8	6	75.0%	1			1			8	1	12.5%
40 福岡県	3	3	100.0%	11	6	54.5%	1			1			11	2	18.2%
41 佐賀県	1			6	4	66.7%	1						6		
42 長崎県	1			11	3	27.3%	1			1			11	1	9.1%
43 熊本県	3			12	9	75.0%	1			1			12	1	8.3%
44 大分県	1			9	7	77.8%	1	1	100.0%				9		
45 宮崎県	1	1	100.0%	9			1						9	2	22.2%
46 鹿児島県	3			14	5	35.7%	1			1			14	1	7.1%
47 沖縄県	1	1	100.0%	8	1	12.5%	1						8	2	25.0%
48 札幌市				5	3	60.0%							5		
49 仙台市	1			4	1	25.0%				1			4	1	25.0%
50 さいたま市				2	1	50.0%							2		
51 千葉市	1			2									2		
52 横浜市	3	2	66.7%	6	3	50.0%	2			1	1	100.0%	6	1	16.7%
53 川崎市	1			2									2		
54 静岡市	1			1									1	1	100.0%
55 名古屋市	3	1	33.3%	14	4	28.6%	1			1			14	4	28.6%
56 京都市	2	2	100.0%	7	5	71.4%				1			7	2	28.6%
57 大阪市	4	3	75.0%	10	4	40.0%	1			2			10	2	20.0%
58 堺市				4	1	25.0%							4	1	25.0%
59 神戸市	3	3	100.0%	14	7	50.0%	1						14		
60 広島市	1			3	1	33.3%				1			3	1	33.3%
61 北九州市	1	1	100.0%	6	5	83.3%							6		
62 福岡市	2	2	100.0%	3	3	100.0%							3	2	66.7%
63 横須賀市				1	1	100.0%							1		
64 金沢市	1			4									4		
計	119	28	23.5%	558	278	49.8%	56	3	5.4%	31	6	19.4%	558	110	19.7%

資料：家庭福祉課調べ(平成19年2月1日現在)

※1 乳児院及び児童養護施設の施設数については、平成18年3月31日現在（資料：福祉行政報告例）

※2 児童自立支援施設については、国立の2施設を除く

身元保証人確保対策事業の概要

1. 事業の目的・内容

(1) 目的

施設等を退所する子どもや女性にとって、自立に向けた支援は大きな課題であり、親がいない等により身元保証人を得られない場合に、就職やアパート等の賃借に影響を及ぼすことがないよう支援する。

(2) 内容

児童養護施設等を退所する子どもや女性が、就職やアパート等を賃借する際に、施設長等が身元保証人となった場合の損害保険契約を、全国社会福祉協議会が契約者として締結し、その保険料について補助を行う。

(対象施設等) 児童養護施設、児童自立支援施設、情緒障害児短期治療施設、里親、児童相談所一時保護所、自立援助ホーム、母子生活支援施設、婦人保護施設、婦人相談所一時保護所

2. 補助根拠 予算補助

3. 実施主体 都道府県、指定都市、児童相談所設置市

4. 補助率 1/2 (国 1/2 都道府県・指定都市、児童相談所設置市 1/2)

雇児総発第1006001号
平成18年10月6日

都道府県
各 指定都市 民生主管部（局）長 殿
中核市

厚生労働省雇用均等・児童家庭局総務課長

児童福祉施設における施設内虐待の防止について

児童養護施設等の児童福祉施設における子どもの権利擁護については、これまで、「児童養護施設等に対する児童の権利擁護に関する指導の徹底について」（平成11年10月22日児家第60号厚生省児童家庭局家庭福祉課長通知）等の通知や全国児童福祉主管課長会議等の場において、積極的な取組をお願いしてきたところである。

また、平成16年12月には、児童福祉施設最低基準（昭和23年厚生省令第63号。以下「最低基準」という。）を改正し、児童福祉施設の職員による入所児童に対する虐待等の禁止について明記したところである（平成17年1月1日施行）。

しかしながら、先般、埼玉県、大分県及び鹿児島県において、児童養護施設の職員が入所児童に対し性的虐待等の行為を行っていたことが明らかとなった。このことは、子どもの心身を深く傷つけ、その権利を大きく侵害するものであるばかりでなく、児童福祉施設に対する社会の信頼を揺るがしかねない大きな問題であり、極めて遺憾である。

今後、児童福祉施設において、このような施設内虐待が生じることのないよう、下記の事項について留意の上、貴管内の児童福祉施設に対し、適切な指導等を行うとともに、都道府県等として、子どもの権利擁護のための取組及び体制の充実・強化を図られるようお願いしたい。

なお、この通知は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第245条の4第1項の規定に基づく技術的助言である。

記

1 児童福祉施設の職員の資質向上のための体制の整備

児童福祉施設の職員の知識及び技能の向上等については、すでに最低基準第7条の2において規定されているところであるが、改めてその趣旨を徹底するとともに、下記の事項について留意すること。

① 人事体制の見直し、改善等

- ・ 各児童福祉施設において、他法人や他施設との人事交流を行うこと等により、職員が広く児童福祉を含む社会福祉事業に関する知識及び経験を深め、かつ技能を修得する機会を設ける体制づくりに努めるよう指導すること。
- ・ 施設によって職員の年齢、経験年数等に偏りが生じることのないよう、各児童福祉施設において、職員の採用、異動、昇格等の基準について検討するよう周知すること。
- ・ 各児童福祉施設において、職員の適切な処遇や開かれた職場環境づくりに努めることにより、施設が一体となって子どもの権利擁護に取り組むことのできる体制を構築するよう指導すること。

② 職員の育成及び倫理観の確立

- ・ 各児童福祉施設において、最低基準第13条の規定に基づく服務規程や懲戒規程について職員に徹底し、職業倫理の確立を図るよう周知すること。
- ・ 子どもの権利擁護に関する勉強会、研修会等については、都道府県等が主体となり、各児童福祉施設の新任職員等に対する研修の実施や実習の導入を図るとともに、その内容の充実について検討する等、積極的に取り組むこと。
- ・ 各児童福祉施設においては、職員が、子どもへの指導に行き詰まることのないよう、支援が難しい子どもや、思春期を迎えた子ども等に対するケアの技術の向上に努めることとし、必要に応じて施設長等による指導、助言等を行うよう周知すること。

2 子どもの意見表明の機会及び施設運営の透明性の確保

各児童福祉施設において、最低基準第14条の3に規定する苦情への対応に関する体制の整備及び充実が図られ、子どもの意見表明の機会や施設運営の透明性が確保されるよう、施設内外における連携体制を強化すること。

① 子どもの意見表明の機会の確保

- ・ 各児童福祉施設において、子どもが安心して意見表明の機会を活用できるよう、苦情受付体制の整備状況にとどまらず、意見箱の使用状況や意見の取扱いについて実態を把握するとともに、これらについて十分な活用がなされていない場合には、第三者委員等の意見も踏まえ、当該実態を改善するよう指導すること。
- ・ 各児童福祉施設において、子どもがいつでも相談や意見表明を行うことができるよう、いわゆる「児童の権利ノート」等の活用を図るとともに、子どもと施設の職

員との間の信頼関係の構築及び施設内の雰囲気づくりについて、日常より十分に配慮するよう周知すること。

② 児童相談所の取組

- ・ 児童相談所の職員は、児童福祉施設を定期的に訪問し、子どもの生活状況の把握や、必要に応じて子どもから直接意見を聴取する等、児童福祉施設を利用している子どもに係る問題の把握に努めること。また、児童相談所と児童福祉施設との間で合同で事例検討会議を行う等、相互の連携を図るよう十分に留意すること。

③ 施設内の職員間の連携及び情報の共有化

- ・ 各児童福祉施設において、個々の子どもへの支援の透明性を確保するため、職員全体による会議を開催する等、施設内の職員間の連携及び情報の共有化に努めるよう周知すること。

④ 運営適正化委員会の活用

- ・ 社会福祉法（昭和26年法律第45号）第83条の規定に基づき、都道府県社会福祉協議会に設置されている運営適正化委員会が行う苦情解決のための相談、助言、調査等について、積極的な活用を図ること。

3 各児童福祉施設との連携体制の確保及び強化

都道府県等と各児童福祉施設との連携体制を確保し、迅速かつ適切な対応を行うことにより、児童福祉施設における施設内虐待に係る事件及び事故の防止並びに早期解決に努めること。

① 報告体制の強化

- ・ 各児童福祉施設において、施設内虐待や職員の不祥事等、重大な案件が発生した場合には、都道府県等への報告が速やかに行われるよう、当該報告体制の強化について指導すること。

② 児童福祉行政指導監査の実施

- ・ 都道府県等が児童福祉行政指導監査を実施する場合には、監査の実施方法や内容が形骸化することのないよう留意するとともに、その児童福祉施設において、子どもの意向、希望を尊重するよう配慮がなされているか等について把握し、施設内虐待に係る事件及び事故の防止並びに早期発見に努めること。

③ 都道府県等による改善勧告、指導等

- ・ 児童福祉施設における施設内虐待に係る事件及び事故に関し、都道府県等による改善勧告、指導等が必要であると認められる場合には、子どもの安全確保や権利擁護等、子どもの最善の利益を十分に勘案の上、迅速かつ適切に対応すること。

情緒障害児短期治療施設の設置状況

H19.2.1現在

番号	都道府県市名	H17	H18新規	H19新規 予定	H20~21新規 予定
1	北海道	1			
2	青森県				
3	岩手県	1			
4	宮城県				
5	秋田県				
6	山形県				
7	福島県				
8	茨城県	1			
9	栃木県				1
10	群馬県		1		
11	埼玉県			1	
12	千葉県				
13	東京都				
14	神奈川県				
15	新潟県				
16	富山県				
17	石川県				
18	福井県				
19	山梨県				1
20	長野県	1			
21	岐阜県	1			
22	静岡県	1			
23	愛知県	2			
24	三重県				1
25	滋賀県	1			
26	京都府	1			
27	大阪府	2	1		
28	兵庫県	1			
29	奈良県				
30	和歌山県				1
31	鳥取県	1			
32	島根県				
33	岡山県	1			
34	広島県				
35	山口県	1			
36	徳島県				
37	香川県	1			
38	愛媛県				
39	高知県		1		
40	福岡県	1			
41	佐賀県				
42	長崎県	1			
43	熊本県	1			
44	大分県				
45	宮崎県				
46	鹿児島県	1			
47	沖縄県				
48	札幌市				
49	仙台市	1			
50	さいたま市				
51	千葉市				
52	横浜市	1			
53	川崎市				
54	静岡市				
55	名古屋市	1			
56	京都市	1			
57	大阪市	1	1		
58	堺市	-			
59	神戸市				
60	広島市	1			
61	北九州市				
62	福岡市				
63	横須賀市	-			
64	金沢市	-			
	計	27	4	1	4

資料：家庭福祉課調べ

自立援助ホーム及び児童家庭支援センターの設置状況

H19. 2. 1現在

番号	都道府県市名	自立援助ホーム				児童家庭支援センター			
		H17	H18新規 (予定含む)	H19新規 予定	H20~21新規 予定	H17	H18新規 (予定含む)	H19新規 予定	H20~21新規 予定
1	北海道					8			
2	青森県					1			
3	岩手県					1			
4	宮城県					1			
5	秋田県			1					1
6	山形県						1		1
7	福島県								
8	茨城県					2			
9	栃木県	1							
10	群馬県	1				2			1
11	埼玉県	2		1		2			1
12	千葉県	2				2			
13	東京都	11	1	4	2				
14	神奈川県		1		1				
15	新潟県								
16	富山県								
17	石川県					2			
18	福井県					2	1		
19	山梨県						1		
20	長野県	1							
21	岐阜県					3			
22	静岡県	1				1			
23	愛知県								
24	三重県				1	1			
25	滋賀県	1				1			
26	京都府					1			
27	大阪府	1				1			
28	兵庫県					2			
29	奈良県					2			
30	和歌山県				1				1
31	鳥取県	4				1			
32	島根県	1							
33	岡山県								
34	広島県								
35	山口県		1			3	1		
36	徳島県					1			
37	香川県					1			
38	愛媛県					1			
39	高知県	1		1		1		2	
40	福岡県					1			
41	佐賀県								
42	長崎県					1			
43	熊本県			1		1			
44	大分県	1				1	1		
45	宮崎県								
46	鹿児島県								
47	沖縄県	1				1			
48	札幌市					2			1
49	仙台市	1							
50	さいたま市								
51	千葉市		1			1	1	1	
52	横浜市	2				1			1
53	川崎市					1			
54	静岡市								
55	名古屋市	1				1			
56	京都市	1							
57	大阪市	1	1			1			
58	堺市	-				-		1	
59	神戸市					2			
60	広島市								
61	北九州市	1				1			
62	福岡市								
63	横須賀市	-				-			
64	金沢市	-				1			
	計	36	5	8	5	59	6	4	7

資料：家庭福祉課調べ

※H17金沢市の1が所はモデル事業。

児童自立支援施設への学校教育実施予定一覧

H19.2.1現在

番号	都道府県名	施設名	H17	H18新規	H19新規 予定	H20以降 予定	備考
1	国立	武蔵野学院		☆			(中:分教室)
2	"	きぬ川学院	☆				中:分教室
3	北海道	北海道家庭学校				★	
4	"	向陽学院				★	
5	"	大沼学園				★	
6	青森県	子ども自立センターみらい	☆				分教室
7	岩手県	杜陵学園				★	
8	宮城県	さわらび学園	☆				分教室
9	秋田県	千秋学園			☆		(分校)
10	山形県	朝日学園				★	
11	福島県	福島学園				★	
12	茨城県	茨城学園	☆				分教室
13	栃木県	那須学園	☆				小:分教室、中:分校
14	群馬県	ぐんま学園	☆				分校
15	埼玉県	埼玉学園	☆				小:分教室、中:分校
16	千葉県	生実学校	☆				分教室
17	東京都	誠明学園	☆				本校
18	"	萩山実務学校	☆				中:分校
19	神奈川県	おおいそ学園	☆				分校
20	新潟県	新潟学園	☆				分校
21	富山県	富山学園				★	
22	石川県	児童生活指導センター	☆				分校
23	福井県	和敬学園				★	
24	山梨県	甲陽学園				★	H20予定(分校)
25	長野県	波田学院	☆				小:分教室、中:分校
26	岐阜県	わかあゆ学園	☆				分校
27	静岡県	三方原学園	☆				分校
28	愛知県	愛知学園				★	
29	三重県	国児学園	☆				分校
30	滋賀県	淡海学園	☆				分教室
31	京都府	淇陽学校				★	
32	大阪府	修徳学院				★	
33	"	ライフサポートセンター	—	—	—	—	
34	兵庫県	明石学園	☆				分教室
35	奈良県	精華学院				★	
36	和歌山県	仙溪学園	☆				小:分教室、中:分校
37	鳥取県	喜多原学園	☆				小:分教室、中:分校
38	島根県	わかたけ学園	☆				分校
39	岡山県	成徳学校				★	
40	広島県	広島学園				★	
41	山口県	育成学校	☆				小:分教室、中:分校
42	徳島県	徳島学院	☆				小:分教室、中:分校
43	香川県	斯道学園	☆				分教室
44	愛媛県	えひめ学園	☆				小:分教室、中:分校
45	高知県	希望が丘学園	☆				分校
46	福岡県	福岡学園	☆				分校
47	佐賀県	虹の松原学園			☆		(分校)
48	長崎県	開成学園	☆				分校
49	熊本県	清水が丘学園				★	
50	大分県	二豊学園				★	
51	宮崎県	みやざき学園				★	
52	鹿児島県	牧ノ原学園				★	H20予定(小:分教室、中:分校))
53	沖縄県	若夏学院	☆				小:分教室、中:分校
54	横浜市	向陽学園				★	
55	"	横浜家庭学園				★	
56	名古屋市	玉野川学園				★	
57	大阪市	阿武山学園				★	
58	神戸市	若葉学園	☆				分教室
合計			31	1	2	23	

資料:家庭福祉課調べ

平成19年度研修共通テーマ <児童自立支援施設の機能充実にむけて>

児童自立支援施設を取り巻く多様な状況に対応すべく、平成17年度「児童自立支援施設のあり方研究会報告」を受け、施設長研修とスーパーバイザー研修の充実を図り、社会ニーズに的確に対応できる施設運営を目指します。
また、子どもの多様なニーズに対応するために、<発達障害・被虐待児の理解と支援>等の基本的なテーマを、新任研修・専門研修・思春期問題対応関係機関研修において充実します。

<児童自立支援施設新任職員研修>

No.	研修種別	対象者	期間	研修内容	カレッジ会場	募集人員
1	新任施設長研修 前期・後期 新任施設長として児童自立支援施設運営上必要と思われる内容を学び、今後の方向性を考える研修	平成18年4月1日以降に着任した施設長	3日間×2回とも 前期 H19.5.9~5.11 後期 H19.12.12~12.14	テーマ:「子どもの権利擁護と施設運営管理」 内容:講義、グループ討議、見学等	国立武蔵野学院 および 国立きぬ川学院	30名
2	新任職員研修 (1) 短期コース 初めて児童自立支援事業に従事する職員に対しての基礎的研修	児童自立支援専門員・支援員職経験が2年未満である者	3か月間 うち、カレッジ期間 いずれか1回 ① H19.6.4~8 ② H19.6.11~15 ③ H19.6.18~22 ④ H19.6.25~29	テーマ:「子どもの理解と対応」 内容:レポート作成、講義、演習、見学等	①② 国立武蔵野学院 ③④ 国立きぬ川学院	15名 × 4回
3	新任職員研修 (2) 実習コース 児童自立支援施設の機能を実習を通してより深く理解し具体的な支援の方法を学ぶ基礎的研修	児童自立支援専門員・支援員職経験が2年未満である者	3か月間 うち、実習期間3Wは調整の上決定	テーマ:「直接支援現場の実験」 内容:レポート作成、講義、演習、見学等	国立武蔵野学院 または 国立きぬ川学院	10名 程度

<児童自立支援施設専門研修>

4	スーパーバイザー研修 自立支援機能を統括していくために必要なマネジメント・スーパービジョン、今後の児童自立支援施設の機能充実に考え深める研修	スーパーバイザーまたは指導者的立場にある者 (ただし児童福祉領域での経験を含める等施設長の推薦がある場合はこれに限らない)	3か月間 うち、カレッジ期間 3日間 H19.7.9~7.13	テーマ:「子どもの権利擁護とマネジメント・スーパービジョン」 内容:レポート作成、講義、演習等	国立武蔵野学院	30名
5	中堅職員研修 専門性をより向上させるための高度な知識と技術を学ぶステップアップ研修	児童自立支援専門員・児童生活支援員職経験が5年以上である者 (ただし児童福祉領域での経験を含める等施設長の推薦がある場合はこれに限らない)	4か月間 うち、カレッジ期間 5日間 H19.9.10~9.14	テーマ:「被虐待児のメンタルヘルスと支援」 内容:レポート作成、講義、演習、見学等	国立武蔵野学院	30名
6	児童自立支援専門員・児童生活支援員研修 児童自立支援施設職員としての専門性をより高めるための研修	児童自立支援専門員・児童生活支援員職経験が5年未満である者 (ただし児童福祉領域での経験を含める等施設長の推薦がある場合はこれに限らない)	4か月間 うち、カレッジ期間 5日間 H19.11.5~11.9	テーマ「発達障害の理解と支援」 内容:レポート作成、講義、演習、見学等	国立武蔵野学院	30名
7	学科指導関係職員研修 多様化する児童自立支援施設入所児童の学習を支援するために必要な専門性を高める研修	児童自立支援施設で学科指導に関わっている教員・職員等	4か月間 うち、カレッジ期間 3日間 H19.7.25~7.27	テーマ:「自立支援の理念と教科教育」 内容:レポート作成、講義、演習等	国立武蔵野学院	30名

<児童自立支援施設・児童相談所等共通研修>

8	思春期問題対応関係機関職員研修	思春期問題対応関係機関職員	3日間	テーマ:「思春期問題と発達障害」 内容:グループ討議、講義、演習等	国立武蔵野学院	30名
---	-----------------	---------------	-----	--------------------------------------	---------	-----

<児童相談所職員研修>

9	児童相談所一時保護所職員研修	児童相談所一時保護所 児童指導員 および保育士	①第1グループ 3日間 ②第2グループ 3日間	共通テーマ:「一時保護所の機能充実にむけて」 内容:グループ討議、講義、演習等	国立武蔵野学院	30名 × 2回
10	里親対応関係機関職員研修	児童相談所等 里親対応担当職員	3日間	テーマ:「子どもの権利擁護と里親支援」 内容:グループ討議、講義、演習等	国立武蔵野学院	30名

*平成19年度当初に厚生労働省より各自治体主管課宛、国立武蔵野学院より各児童自立支援施設長宛に、要綱・申し込み方法等通知します。関係機関への周知徹底をお願いいたします。

*※切:児童自立支援施設関係研修(1~7)平成19年5月2日(金)
共通研修:児童相談所職員研修(8~10)平成19年9月28日(金)

*問い合わせ先:国立武蔵野学院 調査課 養成所係 TEL 048(878)1260 内141 〒336-0963 埼玉県さいたま市緑区大門1030

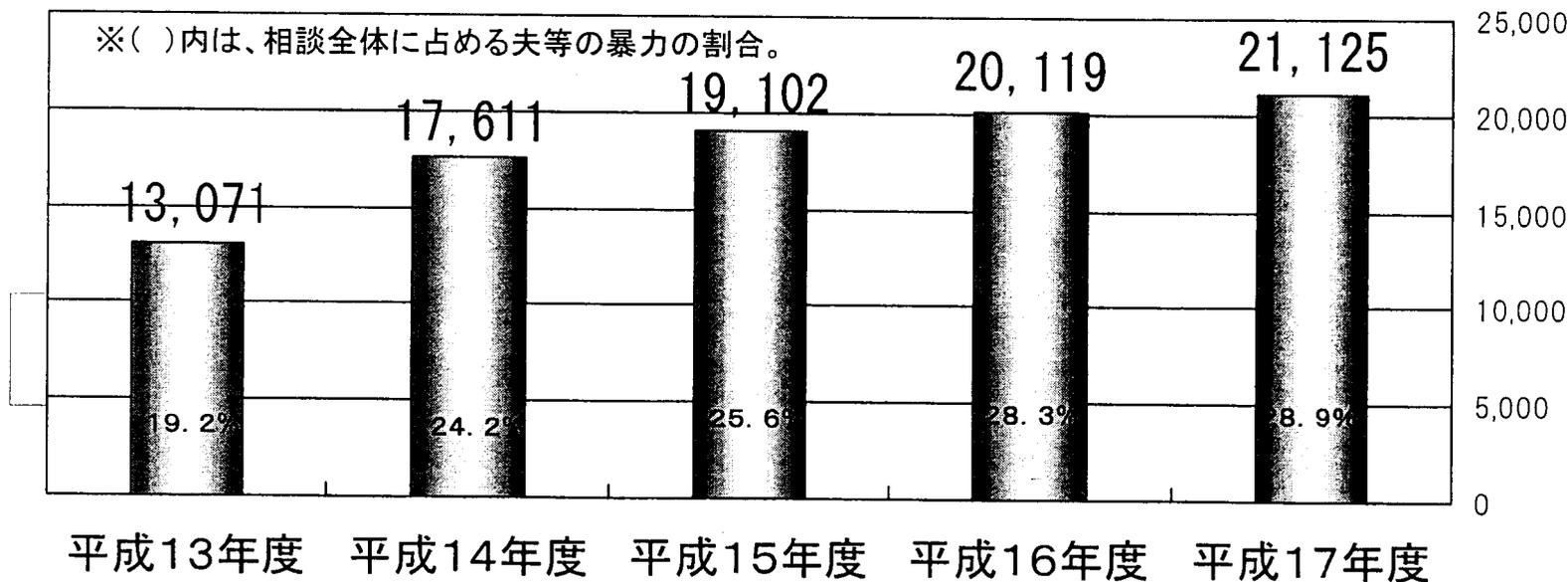
配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護 に関する法律施行後の状況について

婦人相談所及び婦人相談員による相談

○ 婦人相談所等における夫等の暴力の相談件数は年々増加。

夫等の暴力の相談件数及び相談全体に占める割合(来所相談)

(件数)

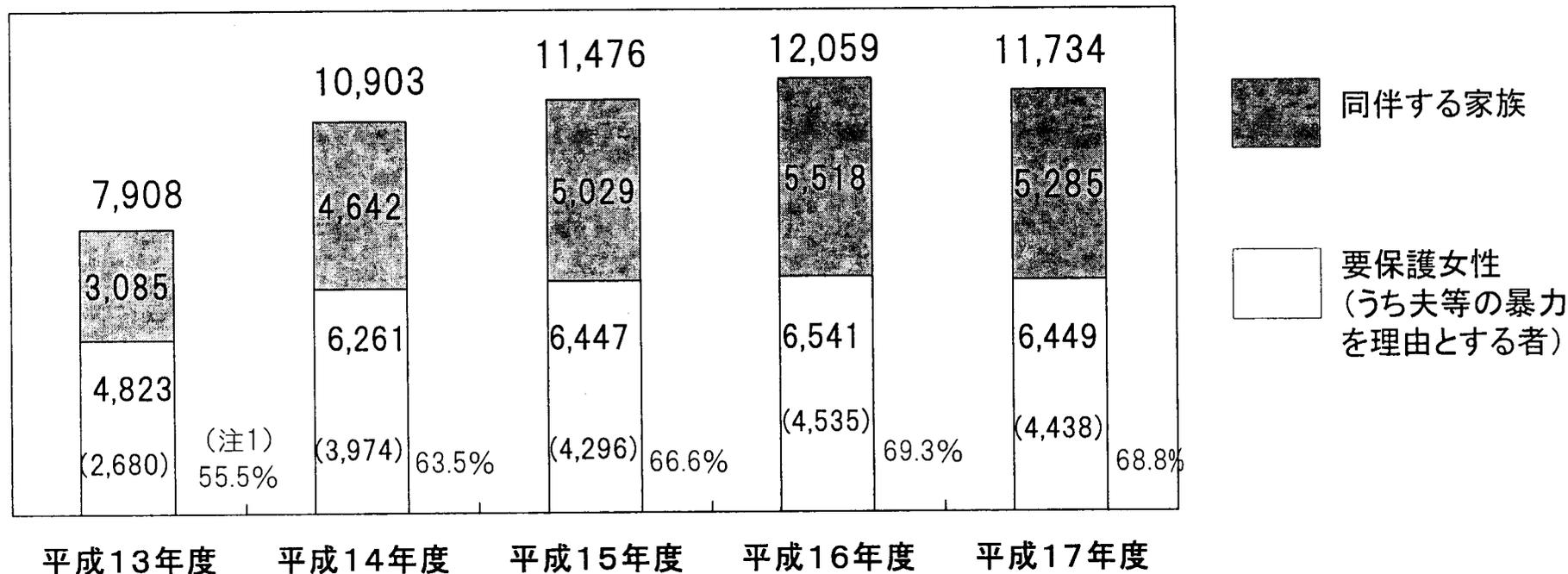


(厚生労働省家庭福祉課調べ)

婦人相談所による一時保護

- 婦人相談所により、一時保護された女性及び同伴家族の数を見ると、平成13年度から平成14年度にかけて大幅に増加し、その後は微増減の傾向。
- 主訴別内訳をみると、夫等の暴力を入所理由とするものの割合が6割～7割と高くなっている。
- 要保護女性の平均在所日数は14.9日(平成17年度)

(件数)



注1) 夫等の暴力を入所理由とする者の割合。

DV被害者の一時保護委託

- 平成14年度に一時保護委託制度を創設。
- 平成17年度における一時保護委託人数は、3,125人(被害女性1,409人、同伴家族1,716人)、平均在所日数14.5日となっている。
- 一時保護の委託契約施設については、平成18年4月1日現在で229施設。

DV法第3条第4項に基づく一時保護の委託契約施設数(平成18年4月1日現在)

施設区分	母子生活支援施設	民間団体	婦人保護施設	児童養護施設 乳児院	障害児者施設	老人関係施設	救護施設	その他	合計
か所数	83(82)	81(61)	18(18)	23(24)	9(4)	7(3)	4(4)	4(2)	229 (198)

注1) ()内は、平成17年3月1日現在

厚生労働省における人身取引被害者への対応

1 婦人相談所における保護の状況

- 保護された被害者は年々増加していたが今年度は12月末現在で27人。
- 保護に至る相談経路の95%は警察もしくは入国管理局。
- 人身取引事犯は都市部に限らず起こっている現状。
- 被害者のほとんどが早期帰国を希望。

○年度別保護実績

- 平成13年度 1人 (タイ1人)
- 平成14年度 2人 (タイ2人)
- 平成15年度 6人 (タイ3人・フィリピン人3人)
- 平成16年度 24人 (タイ15人・台湾4人・インドネシア3人・韓国1人・ロシア1人)
- 平成17年度 112人 (フィリピン59人・インドネシア40人・台湾6人・タイ4人・中国2人・韓国1人)
- 平成18年度 27人 (フィリピン11人・インドネシア10人・タイ3人・台湾2人・韓国1人)
(4月～12月末)

○都道府県別保護実績

愛知県 39人	長野県 21人	千葉県 20人	秋田県 18人
東京都 **18人	島根県 12人	栃木県 8人	広島県 *7人
群馬県 7人	大阪府 6人	福岡県 6人	岐阜県 6人
神奈川県 5人	徳島県 3人		
茨城県・新潟県・静岡県・鹿児島県・沖縄県 各1人			

*6人が島根県より、**3人が群馬県に移管のため合計には算入せず

○一時保護委託実績

平成17年4月1日～平成18年12月31日までに54人の一時保護委託を実施
内訳 婦人保護施設26人・母子生活支援施設16人・民間シェルター12人

○平均保護日数 21.7日

合計 172人

H18.12月末現在

2 被害者に対する支援

- 相談や支援における母国語通訳の確保
- 母国の文化を尊重した日常生活場面での支援
- 医師の診察や医療費の補助等による健康支援
- 心理療法担当職員によるカウンセリング等の心理的ケア
- ※被害者の立場に立ち、適切に保護を行うには、警察、入国管理局、大使館、IOM（国際移住機関）等関係機関との緊密な連携が欠かせない。

